

集团的自衛権行使を容認する解釈変更の慎重審議を求める意見書

政府は今、集团的自衛権の行使容認を憲法改正の手續を踏まず、憲法解釈の変更で可能にすることを閣議決定する準備を進めている。

戦後、憲法9条を柱に我が国の平和が保たれ、集团的自衛権の行使については長年にわたり国会の議論が積み重ねられる中、事実上認められないものであるとの解釈を示し、歴代内閣はその行使はできないという立場を堅持してきた。

集团的自衛権の行使容認という国防・安保政策の大転換、国民生活に大きな影響を及ぼす重大な問題であるにもかかわらず、国民的議論もなされず性急に閣議決定を行う乱暴なその姿勢は到底許されるものではない。

とりわけ、本県は悲惨な沖縄戦を体験し、戦後69年間も日米安保の名のもと、日本全体の7割以上もの米軍基地が存在し、大きな負担を押しつけられている。県民の平和を希求する強い思いとは裏腹に長期にわたり戦争に対する不安と恐怖は拭い去れない。

集团的自衛権が行使されれば、他国の戦争に巻き込まれる危機感と県民の生命財産が脅かされ、経済や観光振興その他本県への影響ははかり知れない。

平和を希求する強い姿勢と、県民の安心・安全な生活、県益を守る立場から、集团的自衛権行使容認の解釈変更を国民的議論を経ることなく強引に推し進める安倍内閣に対し、強く抗議し慎重なる審議を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月30日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
外 務 大 臣		
防 衛 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		